

地面を削る時には、埋蔵文化財の有無の確認が必要です。

例：家の解体、新・改築、地盤改良など

工事対象地内における埋蔵文化財有無の照会

注) 1 埋蔵文化財包蔵地地図との照合

包蔵地に該当する

包蔵地に該当しない

発掘届の提出

試掘・確認調査等の実施

遺構・遺物あり

遺構・遺物なし

工事中に埋蔵文化財を発見

工事の一時中断

教育委員会へ早急に連絡

発見届の提出

埋蔵文化財に登録

埋蔵文化財の保存について協議

現状保存不可

注) 2

現状保存可能

発掘調査等

記録保存終了

埋蔵文化財に関する協議の終了

注) 1 埋蔵文化財包蔵地地図は、田布施町教育委員会社会教育課文化財調査室に備えています。
包蔵地かどうか確認を希望する土地の地番をメールでご連絡ください。
確認後、該当しているかどうか返信をします。

注) 2 現状保存可能とは、工事による影響が埋蔵文化財に及ばない場合などです。

shakaikyoiku@town.tabuse.yamaguchi.jp にご連絡ください。